

大阪狭山市都市計画マスタープラン中間見直しについて

1. 計画の概要について

(1) 大阪狭山市都市計画マスタープランとは

大阪狭山市都市計画マスタープラン（以下、本計画という。）とは、大阪狭山市の都市計画に関する基本的な方針、まちづくりの方針となるものです。

(2) 位置づけ

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく法定計画であり、市の総合計画や大阪府の南部大阪都市計画区域マスタープランに即した計画と位置づけられています。市が決定する個別具体の都市計画は、本計画に即したものでなければならぬため、関連計画や分野別基本計画との整合性を踏まえたものである必要があります。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は令和 4 年度（2022 年度）から、概ね 10 年間としています。

(4) 計画の役割

本計画の役割は、本市の最上位計画である総合計画に基づき、長期的な視点で「どのような“空間形成”に係る取組みにより、まちづくりの課題を解決するのか」といった「“空間の形成”に資する取組みの方針」を示すものです。そのほかにも「都市課題を解決することができる“空間形成”」や「多様な主体によるビジョンの共有・実現」に向けた役割も担っています。

2. 計画の見直しに向けた評価の実施について

(1) 評価と見直しの方針

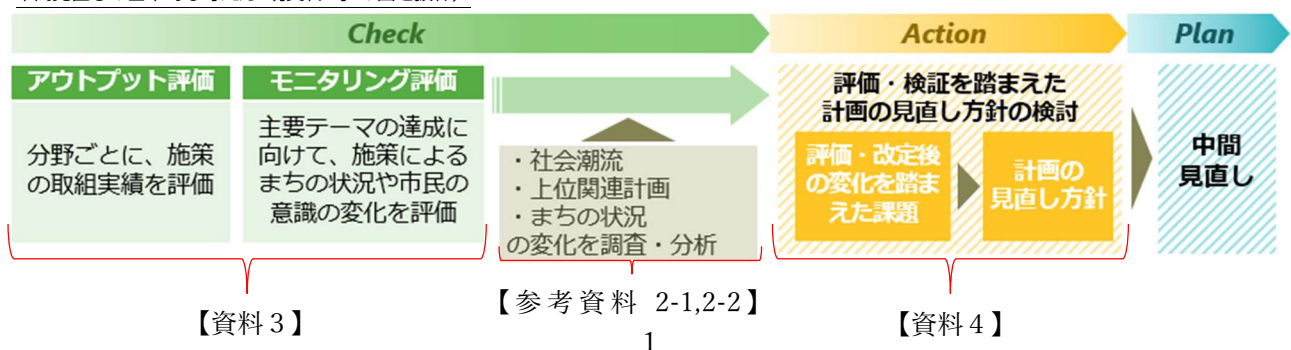
本計画は、計画期間である概ね 10 年後の改定を目指し、定期見直しを行います。

また、社会潮流の変化など外的環境に対応するため、改定から概ね 5 年後に中間見直しを行います。

計画の中間見直し及び改定にあたっては、事務局でとりまとめた計画の評価について、庁内関係部署で構成される庁内調整会議及び外部の学識経験者や市内の関係組織、市民団体の代表者等を含む都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会で評価・検証を行います。

なお、評価・検証にあたり、計画の進捗評価は分野ごとの施策実績評価（アウトプット評価）と主要テーマの達成に向けた状況評価（モニタリング評価）にて行います。

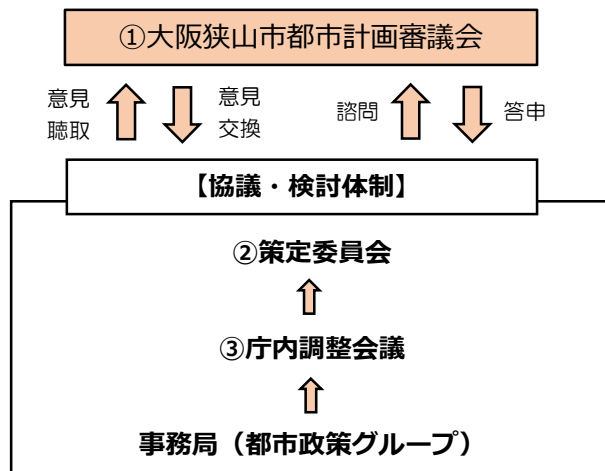
中間見直しの基本的な考え方（【資料 4】の図を抜粋）



3. 中間見直しの体制について

(1) 組織体制

計画見直し内容の検討にあたっては、以下の組織体制で作業を進めることとします。



①都市計画審議会（学識経験者+市議会議員+警察）

- ・市は、都市計画マスタープランの中間見直しを行う際には、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市の都市計画審議会の意見を聴く必要があります。（都市計画法第77条の2第1項）
- ・都市計画審議会は、市長からの都市計画マスタープランの中間見直しにあたり、諮問を受け答申します。
- ・市長は都市計画マスタープランの中間見直しにおける作業段階において、適宜進捗状況を報告し、都市計画審議会の意見聴くこととします。

②策定委員会（学識経験者+地域団体の代表者+部長級）

- ・計画中間見直しの検討プロセスにおいて、計画案に対して様々な立場から意見をいただき計画に反映する場とします。委員は、大阪狭山市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会規則の規定により、外部学識経験者をはじめ、関係団体代表、行政職員などにより構成します。

③庁内調整会議（課長級）

- ・計画中間見直しの検討プロセスにおいて、庁内関係部署の参加を得て、分野横断的な視点から、具体的事項に関する検討及び協議を行う場とします。また策定委員会に提示する資料などを事前に協議し、庁内関係部局の調整及び計画案の検討を行います。

4. 中間見直しの進め方とスケジュールについて

(1) 基礎調査（社会潮流・社会情勢の変化、関連計画・関連事業の進捗、計画の進捗評価）

①社会潮流・社会情勢の変化の把握、整理 【参考資料2-1, 2-2】

計画の見直しにあたり、計画改定後における都市計画の現代的トレンドなどの社会潮流の変化や、都市の人口推計、人口密度、都市機能の立地、土地利用、災害リスク、公共交通、財政の見通しなどの社会情勢の変化を把握、整理します。この結果に基づき、都市の現状及び将来予測を分析します。

②上位・関連計画・関連事業の進捗把握、整理 【参考資料2-3】

計画の見直しにあたり、上位計画及び関連計画の策定・改定状況や、関連事業の進捗状況を把握、整理します。この結果に基づき、上位計画との整合性及び各個別事業の位置づけ、計画の方針を検討します。

③計画の進捗評価 【資料3】

計画中間期における分野ごとの施策実績評価（アウトプット評価）と主要テーマの達成に向けた状況評価（モニタリング評価）を行い、計画の進捗を把握します。この結果に基づき、見直し方針を検討します。

※主要テーマの達成に向けた状況評価（モニタリング評価）については、令和6年度に実施した第五次大阪狭山市総合計画中間見直しに関する市民意向調査や、基礎調査による資料、一般に公表されている統計データ、人流分析データ等を用いることを想定しています。

(2) 庁内意見照会（**【実施済み】**5月中旬～7月下旬／**【今後実施予定】**9月上旬～9月下旬）

計画の見直しにあたり、庁内関係部署を対象とした意見照会、ヒアリング等を実施し、上位関連計画との整合性及び、各部署において今後予定している関連事業等の把握、計画更新箇所の抽出を行います。

(3) 計画内容の検討とりまとめ

①計画素案の作成（令和8年9月上旬）

庁内意見照会（1回目）と各種会議等での意見（庁内調整会議1回／策定委員会1回）を踏まえ、『計画素案』の作成を行います。素案の作成後、素案に対する庁内意見照会（2回目）及び、庁内調整会議、策定委員会を開催し、再度素案をとりまとめ、大阪狭山市都市計画審議会にて計画見直しの進捗報告を行った後、広く市民意見を聴くことを目的にパブリックコメントを実施します。

②計画の作成（令和9年3月）

素案とパブリックコメントの内容、各種会議等での意見（庁内調整会議1回／策定委員会1回）を踏まえ、計画案をとりまとめ、大阪狭山市都市計画審議会に諮問、答申を受けた後、令和9年3月を目途に計画（本編/概要版）を見直します。